

# 下京のひびき

市民しんぶん  
下京区版

## 3 / 15

推計人口 70,999人  
男 33,002人  
女 37,997人  
世帯数 34,082世帯  
(平成13年2月1日現在)

さくらの季節は、心が華やぎます。  
区民の誇りの木にも、区内にある多くのさくらの木が選定されています。  
春うらら、さくらの花を楽しみに、皆さんで出かけてみませんか。

## 区民の誇りの木 さくら

拡大版

わがまち  
再発見



<61>



木屋町通(四条~五条)  
「ソメイヨシノ」



木屋町通  
(四条~五条)  
「ソメイヨシノ」

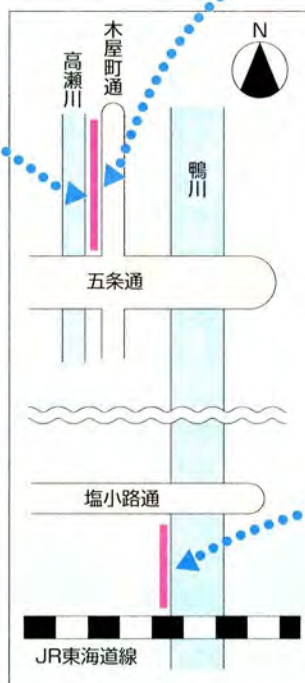
木屋町通の横を流れる高瀬川沿いは、季節になると約200本のさくらが咲き誇ります。その景観はすばらしく、観光スポットにもなっています。

春

う

ら

ら



### 下京区誕生120周年記念 梅小路公園に 「梅こみち」が完成



梅小路公園に下京区民の「梅こみち」が完成しました。これは、下京区誕生120周年を記念して120本の梅の木が植樹されたものです。皆さん、夢さそう梅小路に散歩に出かけられてはいかがでしょうか。

鴨川右岸  
「ソメイヨシノ」



満開になると、崇仁小学校横の堤防に美しい「さくらのトンネル」ができます。鴨川の河川敷は絶好の散歩コースです。

あ

ち

ら

こ

ち

ら

に

出

か

け

よ

う

であいふれあい町衆のまち いきいき下京



# 京都市交通遺児 新入学児童修学援助金

平成13年度分申請を受け付け

「京都市交通遺児新入学児童修学援助金」は、交通事故で、父または母などを失った児童の修学を援助するもので、小学校または、中学校への入学に際し、一時金を支給する制度です。

対象者 市内に在住する交通遺児のうち、4月に小学校・中学校に入学する児童。

支給金額 一人4万6千円

申請期間 4月2日(月)～5月18日(金)

申請方法 地域振興課でお渡しす

提出書類に、必要事項を記入して提出してください。

その他 支給に関して詳しくは、市保健福祉局児童家庭課(☎251・2380)へお問合せください。



## 京都市教育扶助資金 給付生の募集

「京都市教育扶助資金」は、生活が苦しく、学資の負担が困難な世帯の高校生などに、選考のうえ奨学金を給付する制度です。

給付を希望される方は、福祉部福祉課(福祉事務所)へご相談ください。

給付対象 生活保護世帯および市民税非課税世帯の高校生など。

給付金額 月額9千500円を年4回(3か月分ごと)に分けて、指定口座に振り込み給付。

受付期間 4月2日(月)～20日(金)

介護保険料の納め忘れがある  
と:

介護保険料を納め忘れたまま介護サービスを利用されると、利用料がいったん全額自己負担となったり、負担していた割合が多くなったりします。介護保険料の納め忘れがないか、もう一度お確かめください。

なお、災害に遭ったり、生計を支えている方の所得が著しく減少したときは、保険料の減免ができる場合があります。

第1号被保険者で介護保険料の納入通知書が届くのは:

年度の途中で65歳を迎えられた方や、市外から京都市に転入された65歳以上の方は、まず介護保険被保険者証をお

## 介護保険料の納め忘れはありませんか? サービス利用料の負担が多くなることも

送りし、そのうえで保険料の納入通知書を郵送します。介護保険料の納入通知書がお手元に届いた方は、納期ごとに納付書でお納めください。

また、ご指定の口座から引き落とし口座振替でも納めていただけますので、ぜひご利用ください。

特別徴収できるのは:

老齢年金、退職金を受給されている方の介護保険料は、原則として資格取得をした翌年の10月から特別徴収(天引き)となります。

特別徴収されるまでは、お届けする納付書で納めてください。

問合せ 福祉部長寿社会課(福祉事務所)

## 移動の季節

## 各種手続きはこの窓口へ

問合せ

下京区役所 ☎371-7101(共)  
下京保健所 ☎351-9025

### ●住所が変わった時の主な届出●

| 届出の種類                                           | 内 容                                                                            | 届出期限                                                    | 手続きに必要なもの                                                                              | 手 続 き 窓 口         |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 転 出 届                                           | 市外へ転出                                                                          | 転出の日まで                                                  | 印鑑                                                                                     | 市民窓口課             |
|                                                 | 市外から転入                                                                         | 住所を定めた日から14日以内                                          | 印鑑、前住所地の転出証明書                                                                          | 新住所地の区役所・支所・出張所   |
| 転 入 届                                           | 市内の他の区へ住所変更                                                                    |                                                         | 印鑑                                                                                     | 市民窓口課             |
|                                                 | 区内で住所変更                                                                        |                                                         |                                                                                        | 新住所地の市区町村         |
| 外 国 人 登 録                                       | 住所の変更                                                                          |                                                         | 外国人登録証明書                                                                               | 新住所地の市区町村で新たに登録   |
| 印 鑑 登 録                                         | 市外へ転出                                                                          | 転出届で、自動的に転出予定日から廃印                                      |                                                                                        |                   |
|                                                 | 市外から転入                                                                         | 登録する印鑑<br>本人であることを証明できる書類(運転免許証など)<br>本人以外が登録申請するときは委任状 |                                                                                        | 市民窓口課             |
|                                                 | 市内の他の区へ住所変更                                                                    |                                                         |                                                                                        |                   |
| 国民健康保険                                          | ▽職場の健康保険などに加入したとき・やめたとき<br>▽生活保護が開始・廃止されたとき<br>▽市外からの転入・市外への転出・住所や氏名が変わったとき など | 14日以内                                                   | 国民健康保険被保険者証<br>職場の健康保険証、保険の切れた証明<br>生活保護の開始・廃止通知書<br>本人であることが確認できる書面(運転免許証、外国人登録証明書など) | 保険年金課             |
| 国 民 年 金                                         | ▽市外から転入したとき<br>▽職場の年金などに加入したとき・やめたとき など                                        |                                                         | 年金手帳<br>印鑑<br>職場の年金に加入・やめた証明書                                                          |                   |
| 介 護 保 険                                         | 市外へ転出                                                                          | 14日以内                                                   | 受給者資格証明書                                                                               | 新住所地の市区町村         |
|                                                 | 市内の他の区へ住所変更                                                                    |                                                         |                                                                                        | 新住所地の長寿社会課        |
|                                                 | 市外から転入<br>区内で住所変更 など                                                           | 住民票などの届出のあとで                                            | 介護保険被保険者証                                                                              | 長寿社会課(福祉事務所)      |
| 原動機付自転車の申告<br>(125cc以下のバイクなど)                   | 新規取得・譲り受け・市外から転入                                                               | なるべく早く                                                  | 印鑑、販売確認書、廃車証明書                                                                         | 市民税課              |
|                                                 | 廃車・譲渡・市外へ転出                                                                    | 転出の日まで                                                  | 印鑑、ナンバープレート                                                                            | 新住所地の区役所・支所・出張所   |
|                                                 | 市内の他の区へ住所変更                                                                    | なるべく早く                                                  |                                                                                        |                   |
| 老人保健・福祉医療<br>(老人医療・母子家庭等医療・障害者医療)<br>・重障老人健康管理費 | 市外へ転出                                                                          | 転出の日まで                                                  | 老人保健医療受給者証、敬老乗車証、福祉医療費受給者証、身体障害者手帳、重障老人健康管理事業対象者証(シール)                                 | 福祉課<br>(福祉事務所)    |
|                                                 | 市外から転入                                                                         | 移転後すぐに                                                  | 印鑑、健康保険証、身体障害者手帳、所得証明書(福祉医療費)、戸籍謄本(母子医療)                                               |                   |
|                                                 | 市内の他の区へ住所変更                                                                    |                                                         | 印鑑、健康保険証と市外へ転出と同じものを持って、新住所地の区役所・支所で届出                                                 |                   |
| 児童手当・乳幼児医療                                      | 市外へ転出                                                                          | 転出の日まで                                                  | 乳幼児医療費受給者証                                                                             |                   |
|                                                 | 市外から転入                                                                         | 移転後                                                     | 印鑑、健康保険証、申請者名義の銀行口座、所得証明書(児童手当)                                                        |                   |
|                                                 | 市内の他の区へ住所変更                                                                    | 15日以内                                                   | 印鑑、健康保険証、乳幼児医療費受給者証                                                                    |                   |
| 乳幼児健診など                                         | 3歳3か月以下の子どもがおられる家庭は、住所変更の際は必ず保健所へ届け出てください。届出がないと、乳幼児健診など個別のお知らせが届かなくなります。      |                                                         |                                                                                        | 下京保健所<br>新住所地の保健所 |

### ●証明書などの発行●

|           | 証明書などの種類                                                                           | 手続きに必要なもの                                           | 手 続 き 窓 口                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 住民票に関するもの | 住民票の写し・住民票記載事項証明・外国人登録済証明                                                          | 代理人が請求する場合は委任状など                                    | 市内区役所・支所の市民窓口課・出張所・証明書発行コーナーで市内の住所地すべてを発行                                  |
|           | 印鑑登録証明                                                                             | 印鑑登録証                                               |                                                                            |
| 戸籍に関するもの  | 戸籍謄本(全員)・戸籍抄本(一部)・戸籍記載事項証明・除籍謄本・除籍抄本・戸籍附票の写し・受理証明                                  | 代理人が請求する場合は委任状など                                    | 本籍地のある市区町村(市内は、区役所・支所・出張所)<br>受理証明は届け出た窓口                                  |
|           | 所得証明・課税証明・評価証明・納税証明(市・府民税)<br>納税証明(法人市民税)<br>納税証明(固定資産税)<br>納税証明(軽自動車税)<br>住宅用家屋証明 | 印鑑<br>本人であることを確認できる書面(運転免許証など)<br>納税通知書(住宅用家屋証明を除く) | 市内区役所・支所の市民窓口課・出張所・証明書発行コーナーで市内の住所地に関係なく発行。<br>市民税課(住宅用家屋証明は、家屋所在地の区役所・支所) |

3 月

4 月

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    |    |    |    | 3  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 |    |    |    |    |    |



information

## お知らせ



## 狂犬病予防注射と登録のお知らせ

飼い犬は、毎年一回の狂犬病予防注射と生涯一度の登録を受けなければなりません。下京保健所では、次の日程で狂犬病予防注射と登録を受け付けます。

| 日 程     | 会 場               | 時間     |
|---------|-------------------|--------|
| 4月2日(月) | JT 京都会館<br>淳風小学校  | A<br>B |
| 3日(火)   | 洛央小学校<br>成徳中学校    | A<br>B |
| 4日(水)   | 西大路小学校<br>七条第三小学校 | A<br>B |
| 5日(木)   | 崇仁小学校<br>皆山中学校    | A<br>B |
| 6日(金)   | 元安寧小学校<br>植柳小学校   | A<br>B |
| 9日(月)   | 元有隣小学校<br>六条院小学校  | A<br>B |
| 10日(火)  | 七条小学校<br>梅小路小学校   | A<br>B |
| 11日(水)  | 郁文中学校<br>醒泉小学校    | A<br>B |
| 12日(木)  | 下京保健所             | C      |

時 間 A：午後1時30分～2時30分

B：午後3時～4時

C：午後1時30分～3時

費 用 注射代：2,650円  
注射済票交付手数料：550円  
登録手数料（鑑札）：3,000円

「スポーツが地域に果たす役割」をテーマに開くセミナーで、講演とディスカッションなどを行います。

日時 3月18日(日)  
午前10時30分～午後2時

講師 水上博司氏(三重大学教育学部助教授)ほか

費用 千円(昼食代を含む)

申込み 受付中

◆もしもせいボランティアスタッフ募集説明会

下京青年の家の事業をサポートしてもらうボランティアスタッフについて

## 下京図書館

☎351・8196

## ◆お楽しみ会

日時 3月22日(木) 午後3時  
内容 絵本の読み聞かせ「おいかけて」・紙芝居「ちびっこドラキュラ町へいく」・交通安全のお話

場所 1階幼児コーナー

◆「春を感じる本」特設コーナー

「春」を感じさせてくれる本を集めてみました。図書館で「春」を探

## 下京青年の家

☎314・5636  
FAX 314・5640

「スポーツが地域に果たす役割」をテーマに開くセミナーで、講演とディスカッションなどを行います。

日時 3月18日(日)  
午前10時30分～午後2時

講師 水上博司氏(三重大学教育学部助教授)ほか

費用 千円(昼食代を含む)

申込み 受付中

◆もしもせいボランティアスタッフ募集説明会

下京青年の家の事業をサポートしてもらうボランティアスタッフについて

## 下京老人福祉センター

☎341・1730

## ◆高齢者のくらしと健康講座

日時 4月13日(金)  
午後1時30分～3時

場所 下京総合福祉センター

講師 中村健一氏(下京西部医師会)

テーマ 高齢者の尿もれ・尿失禁の悩み

費用 無料

申込み 不要

対象は、市内在住の60歳以上の方。くわしくは、下京老人福祉センターへ。



## 下京区役所

(区民部・福祉部・保健部)

保健 ☎371・7101  
区民 ☎351・9025  
福祉 ☎351・4439  
FAX ☎351・8752

◆原動機付自転車などの申告を忘れずに

毎年4月1日現在で、市内に原動機付自転車(25cc以下のバイクなど)や小型特殊自動車(フォークリフトなど)を所有されている方に軽自動車税が課税されます。

バイクなどを取得(譲り受けを含む)または、廃車(譲渡を含む)をしたまま、その申告をしていない方は、必ず申告をしてください。

★新規取得・譲り受け・市外からの転入・印鑑と販売確認書または、廃車証明書を持参。

★廃車・譲渡・市外へ転出・市内の他区へ住所変更・印鑑とナンバープレートを持参

問合せ 市民税課

◆国民健康保険の届け出も忘れずに

★加入するとき

①退職などで職場の健康保険や国民健康保険組合をやめたとき。

②市外から転入したとき。

③生活保護が廃止になったとき。

★やめるとき

①就職などで職場の健康保険や国民健康保険組合に加入したとき。

②市外へ転出したとき。

③生活保護が開始になったとき。

いずれかに該当したときは、14日間之町東入大津町2へ郵送。

◆乳幼児健康相談

日時 3月22日(木)  
4月12日(木)

午前8時30分～10時

◆基本健康診査・肺がん検診

日時 3月19日(月)

午前9時～10時30分

費用 300円(要予約)

対象者 40歳以上の方

◆骨粗しょう症予防健康診査

日時 4月6日(金)

午前8時30分～10時30分

結果説明 4月20日(金)

対象者 18歳以上69歳までの方

費用 千円(免除規定あり)

申込み 往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号を記入して、下京保健所普及係(〒600・8181五条間之町東入大津町2)へ郵送。

対象者 生後3月から90月(7歳6か月)までの乳幼児。対象者には、はがきで通知します。

費用 無料

ポリオ生ワクチンは、二回接種しないと十分な効果がありません。今回が初めての方は、今年秋にもう一度接種してください。



3月～5月 保険料の特別徴収対策期間

国民健康保険料第10期分の納期限は

4月2日(月)です。

保険料の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問合せ 福祉部保険年金課

## 税金を知らう

## 雑所得

年金に市・府民税は課税されるの？

市・府民税の所得割の税額計算の基礎となる所得金額。所得金額は、所得の種類に応じて、収入金額から必要経費などを差し引いて計算されます。

所得には、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類があり、国民年金、厚生年金、各種共済年金など公的年金等や、生命保険契約に基づく年金など公的年金等以外の年金は、雑所得として市・府民税の課税対象となります。

今回は、年金など雑所得の課税についてご説明します。

市・府民税の課税について、くわしくは区役所市民税課(☎371-7101)へお問合せください。

## 公的年金等の雑所得の計算

公的年金等の収入金額－公的年金等控除額(※1)＝雑所得の金額

(※1) 公的年金等控除額

公的年金等の受給者の年齢が65歳未満の方と65歳以上の方とでは、公的年金等控除額が異なります。年齢

(前年12月31日現在)と公的年金等の収入金額に応じて、公的年金等控除額を計算します。

| 受給者の年齢  | 公的年金等の収入金額     | 公的年金等控除額        |
|---------|----------------|-----------------|
| 65歳未満の方 | 130万円以下        | 70万円            |
|         | 130万円超 410万円以下 | 収入金額×25%＋37.5万円 |
|         | 410万円超 770万円以下 | 収入金額×15%＋78.5万円 |
|         | 770万円超         | 収入金額×5%＋155.5万円 |
| 65歳以上の方 | 260万円以下        | 140万円           |
|         | 260万円超 460万円以下 | 収入金額×25%＋75万円   |
|         | 460万円超 820万円以下 | 収入金額×15%＋121万円  |
|         | 820万円超         | 収入金額×5%＋203万円   |

## 公的年金等以外の年金の雑所得の計算

収入金額(※2)－必要経費(※3)＝雑所得の金額

(※2) 収入金額

公的年金等以外の年金の収入金額＋剰余金・割戻金

(※3) 必要経費

公的年金等以外の年金の収入金額×保険料または掛け金の総額  
年金の支払総額(見込み額)

## けすぞう君の防災Q&A

## 消防署の仕事ってなんだ？

### 5つの柱 消火・救急・救助・防災・火災予防



こんにちは、けすぞう君です。皆さん、消防署の仕事は火事を消すこと、怪我や病氣の人を病院へ運ぶことだけではありません。そのほかにも色々な仕事があるのをご存知ですか？  
消防署の仕事は、大きく分けて5つあります。  
次回からは、消防署の仕事を順番にもう少し詳しく説明していこうと思っていますので楽しみに。



大きな地震や台風などの災害から、皆さんを守るための計画を立てたり、災害の発生を想定しての訓練を行い、いざというときに備えています。



火事の際に逃げ遅れた人や、交通事故で車に閉じ込められた人、川で溺れている人などを助けるのが救助隊の仕事です。



火事の通報で、素早く現場に駆け付け、ホースを伸ばして放水。火事を消し、できるだけ被害を最小限に食い止めます。消防隊が活躍します。



学校やデパート、映画館、ホテルなどたくさんの人が集まる場所や、皆さんの家を訪問して、火事が起きないように検査をしたり、消火器などの使い方を説明したりしています。



怪我をした人や急病の人に、その場で適切な応急処置を行い、救急病院へ運ぶのが救急隊の仕事です。



## 刻々と変化する井戸水の水質

### 飲用には適していません

私たちの生活に欠かすことができない大切な飲み水。

でも、「水道の水はおいしくないから」と、井戸水を利用されているご家庭はありませんか。

私たちは、水質管理されている水道水と井戸水をいっしょに考えてしまいがちですが、井戸水の水質は、常に同じ状態で保たれているとは限らないことをご存じでしょうか。

例えば、雨降りの後などは、水質が変動しやすく、大腸菌群が多くなります。また、基準値以上の鉄分を含んでいることもあります。

そのほかにも、工場や化学薬品を扱う会社が近くにあると、トリクロロエチレンなどで地下水が汚染されている可能性がまったくないと断言できませんし、ビルなどが建設されることで、水脈が大きく変動することもあります。こういった要因が井戸水の水質を変化させ、井戸水が原因と思われる感染症(O-157など)も過去に発生しています。

井戸水は、今日行った検査で基準を満たしていても、明日も大丈夫という保証ができません。こういったことから、日常の飲用には、水道法に基づく厳しい水質検査の基準を満たし、衛生的で安全な水道水を使用してください。

なお、井戸水は点検管理を十分にを行い、日頃から水質管理に努め、使用は災害などの非常時や雑用水などに限りましょう。

#### 毎日の点検・管理

- 井戸やその周辺を清潔に、ごみやほこりなどが入らないようにしましょう。
- みだりに人や動物が、井戸に近付けないように工夫しましょう。
- 有害物、汚水などで汚染されないよう定期的に点検しましょう。
- 蛇口で、水の色・濁り・におい・味などに注意しましょう。
- もしも異常を認めたら、すぐに使用を中止し、水質検査を受けてください。

#### 定期的な水質検査

- 水質検査を一年に一回以上、定期的に受けましょう。

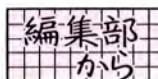
#### 管理記録などの保存

- 管理記録や水質検査結果などを保存しておきましょう。

#### 保健所への届出

- 飲用水として使用する井戸を、新たに設置したときは、必ず保健所に届け出てください。

井戸水の衛生管理など、ご相談やお問い合わせは、保健部(下京保健所)衛生課(☎351-9025)まで。



もうすぐ春。花の色鮮やかさが美しい季節です。区内あちこち、さくらを見て歩くのもいいなあ……。編集部では、皆さんからのご意見・ご感想をお待ちしています。〒600-8588 下京区役所企画総務課 下京のひびき編集部

## 鮮やかな手際から生まれる美しい花



「造花」と聞いて思い浮かぶのは、インテリア用品店などでよく見かける花ではないでしょうか。今回は、造花は造花でも、ひな飾りの『右近の橋』や『左近の橋』などに代表される造花を製作されている前中彬さんにお話を聞きました。



前中さんは、滋賀県坂本にある日吉大社の大祭で使われる大きな花飾りや、高野山・東寺などに納める蓮の花を作られています。造花づくりは、染めと、染料で染色することから始まります。染め上った布は、10mの反物に分けて裏に和紙を貼ってもらうのですが、この特殊な仕事に、造花づくりを実演し造花についてのお話を聞ける前中さんは、下京消防団の副団長としても活躍をされています。

「造花を作るための道具や材料がだんだんなくなってきたので、このことが一番の苦労です。後継者の育成は大事やと思うんですけど、お得意さんも限られて私一人でもやっていけるし。そやけどやっぱり後がな」と話されます。

前中さんは「造花を作るための道具や材料がだんだんなくなってきたので、このことが一番の苦労です。後継者の育成は大事やと思うんですけど、お得意さんも限られて私一人でもやっていけるし。そやけどやっぱり後がな」と話されます。

「造花」と聞いて思い浮かぶのは、インテリア用品店などでよく見かける花ではないでしょうか。今回は、造花は造花でも、ひな飾りの『右近の橋』や『左近の橋』などに代表される造花を製作されている前中彬さんにお話を聞きました。